

防府市罹災証明書交付要綱

平成26年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（火災による被害を除く。）をいう。以下同じ。）によって生じた被害（以下「罹災」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 証明書の交付の対象となるものは、罹災した不動産、動産その他これらに類するものとする。

(証明区分)

第3条 証明書は、罹災証明書及び罹災届出証明書とし、次の区分により取り扱うものとする。

(1) 罹災証明書 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、住家の被害の程度について証明するものをいう。

(2) 罹災届出証明書 災害により住家等に被害が生じた場合又は住家等以外の物に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

(証明の申請)

第4条 証明の申請は、罹災証明書にあっては罹災証明申請書（様式第1号）または、電子申請によって市長に申請するものとし、罹災証明書の申請のうち第5条第1項の規定による自己判定を希望する場合及び罹災届出証明書にあっては罹災届出証明申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 罹災状況が確認できる写真

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者（次項の規定による代理人による申請の場合は、代理人）は、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。
- 3 証明の申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、委任状（罹災証明書の場合は様式第1号、罹災届出証明書の場合は様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 前項後段の規定にかかわらず、代理人が申請者の配偶者、同居の親族である場合は、委任状の提出を省略することができる。

（実地調査）

第5条 市長は、前条第1項の罹災証明（様式第1号）の申請があったときは、内閣府（防災担当）が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき実地調査を行うものとする。ただし、当該申請書に係る被害について、地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合、水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合、申請者が運用指針で定める「準半壊に至らない（一部損壊）」であることを自己で判定しており、被害状況を示す写真等から判定結果が明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合は、実地調査を省略することができる。

- 2 市長は、前条第1項の罹災届出証明（様式第2号）の申請があったときは、同項各号に掲げる書類により被害状況を確認するものとし、実地調査は行わないものとする。

（被害の程度の認定基準）

第6条 被害の程度の認定基準は、被害認定基準、災害に係る住家の被害認定基準運用指針その他国が定める基準による。

（証明書の交付）

第7条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、審査のうえ、適当と認めたときは、証明書（罹災証明書の場合は様式第3号、罹災届出証明書の場合は様式第2号）を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により既に交付した証明書と同一の証明内容について申請があった場合において、提出書類の全部又は一部が必要でないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、当該全部又は一部の提出書類の添付を

省略させることができる。

- 3 罹災証明書等は、災害を受けた日から6か月以内のものに限り交付するものとする。ただし、当該日から6か月を超えるものであっても、提出書類により災害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(様式の特例)

第8条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定められている場合には、当該様式への証明を持って前条第1項に代えることができる。

(証明事項)

第9条 証明書により証明する事項は、証明申請書に基づく罹災状況であり、損害額を証明するものではない。

(再調査の申請)

第10条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1か月以内に、市長に対し再調査を申請することができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、罹災証明(再調査)申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定により再調査の申請があったときは、再調査を行い、罹災証明書を交付するものとする。

(手数料)

第11条 罹災証明書及び罹災届出証明書に係る手数料は、防府市手数料条例(平成12年防府市条例第19号)第5条第1項第2号の規定により、免除するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 3月27日から施行する。

（表面）

罹災証明申請書

（宛先）防府市長 年 月 日

申請者 （世帯主）	住 所
	電話番号
	（現在の連絡先）
	電話番号
	（ふりがな） 氏 名
	生年月日 年 月 日

窓口に 来られた方	住 所
	電話番号
	（ふりがな） 氏 名
	申請者との関係

※申請者と同じ場合は記入不要

被災住家の 世帯構成員	氏 名	続柄	氏 名	続柄
		世帯主		

※罹災証明書に世帯構成員の記載が必要な場合のみ記載

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	防府市
	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家

※申請者住所と同じ場合は記入不要

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

申請者と被災 住家の関係	☐ 居住者 ☐ 所有者 ☐ その他（ ）
-----------------	---

住家の被害	☐ 浸水被害（ ☐ 床上 ☐ 床下） ☐ その他被害（ ）
-------	---

写真による 被害区分の 判定（※）	☐ 希望する（写真を添付） ☐ 希望しない
-------------------------	---

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

必要枚数	枚	使用目的	☐ 制度利用のため（ ） ☐ その他（ ）
------	---	------	--

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☐ 確認しました
--------------------------	--

(裏面)

《罹災証明書について》

- ・ この証明書は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に市が確認できる程度の被害について証明するものです。
- ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 「住家の被害の程度」には「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
- ※ 母屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区分画、各部屋によっては、この証明の「住家の被害の程度」と被害に差が生じる場合があります。
- ・ 「住家の被害の程度」は家屋を屋根、壁、構造等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
- ※ 表面に表れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「住家の被害の程度」と異なることもあります。
- ・ 罹災者台帳に記載されていない場合は、現地調査を行ってから証明書を発行しますので、発行までに時間がかかる場合があります。（自己判定方式等を除く。）
- ・ この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

《記入上の留意点》

- ・ 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者氏名）、電話番号を記入してください。
- ・ 代理人の場合は、下記の委任状が必要です。
ただし、代理人が申請者の配偶者、同居の親族である場合においては、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、(代理人の住所)

(代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

罹災証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者の住所)

(委任者の氏名)

【市处理栏】

本人 確認 書類	☐ 健康保険証 (社保・国保・共済)	☐ 旅券	(番号)
	☐ 介護保険証	☐ マイナンバーカード	
	☐ 年金手帳	☐ その他	
	☐ 免許証	()	

（表面）

罹 災 届 出 証 明 申 請 書

年 月 日

（宛先）防府市長

下記のとおり、罹災したことを届け出ます。

申請者 （世帯主） （法人代表者）	住 所（法人所在地） 電話（ ） —
	（現在の連絡先） 電話（ ） —
	氏 名（法人名・代表者）（ふりがな） （ 年 月 日生）
窓口 に 来られた方 ※申請者と同じ場 合は、記入不要	住 所 電話（ ） —
	氏 名（ふりがな） （ 年 月 日生）
罹災原因	年 月 日の による
罹災場所	防府市
罹災状況	

罹 災 届 出 証 明 書

上記のとおり、届出が提出されたことを証明します。

年 月 日

防府市長

印

※この証明書は、被害の程度を証明するものではありません。

(裏面)

使用目的

- ☐ 保険請求のため
☐ 制度利用のため
☐ その他 ()

必要部数

通

受 付

《記入上の留意点》

- ・申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者氏名）、電話番号を記入してください。
- ・代理人の場合は、下記の委任状が必要です。

ただし、代理人が申請者の配偶者、同居の親族である場合においては、下記の委任状は不要です。

委 任 状

私は、(代理人の住所) _____
(代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名) _____

を代理人と定め、次の権限を委任します。
罹災届出証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者の住所) _____

(委任者の氏名) _____

【市処理欄】

本人 確 認 書 類	☐ 健康保険証 (社保・国保・共済)	☐ 旅券	(番号)
	☐ 介護保険証	☐ マイナンバーカード	
	☐ 年金手帳	☐ その他	
	☐ 免許証	()	

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成員	

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）
のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の
応急修理等の対象となる住家）

備 考	
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日 防府市長

（表面）

罹災証明（再調査）申請書

（宛先）防府市長 _____ 年 月 日

申請者 （世帯主）	住 所
	電話番号
	（現在の連絡先）
	電話番号
	（ふりがな） 氏 名
	生年月日 年 月 日

窓口 に 来られた方	住 所
	電話番号
	（ふりがな） 氏 名
	申請者との関係

※申請者と同じ場合は記入不要

再調査の 対象	別紙「罹災証明書」記載の物件※
------------	-----------------

再調査理由	
-------	--

再調査を 求める 箇所	☐ 外壁 ☐ 屋根 ☐ 柱 ☐ 天井 ☐ 内壁 ☐ 建具 ☐ 床
	☐ 基礎 ☐ 設備 ☐ その他

申請者と被災 住家の関係	☐ 居住者 ☐ 所有者 ☐ その他（ ）
-----------------	--

必要枚数	枚	使用目的	☐ 制度利用のため（ ） ☐ その他（ ）
------	---	------	--

※再調査申請書を提出の際は、既に交付してある「罹災証明書」を併せて提出してください。

(裏面)

《記入上の留意点》

- ・ 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、「申請者」欄に住所、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者氏名）、電話番号を記入してください。
- ・ 代理人の場合は、下記の委任状が必要です。
ただし、代理人が申請者の配偶者、同居の親族である場合においては、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、(代理人の住所)
(代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。
罹災証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者の住所)

(委任者の氏名)

【市处理欄】

本人 確認 書類	☐ 健康保険証 (社保・国保・共済)	☐ 旅券	(番号)
	☐ 介護保険証	☐ マイナンバーカード	
	☐ 年金手帳	☐ その他	
	☐ 免許証	()	